

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成24年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容(計画)	H24年度取組内容(計画)	取組実績	今後の課題及び対応策	
1 人口増対策	(1) 都市計画の変更	ア 市街化区域内の開発促進	・昭和48年12月に市街化区域と市街化調整区域に区分され、市街化区域は448.8ha、市街化区域内の残存農地は約32haのうち、一団地(5,000㎡以上)の残存農地は約15ha点在する。	・都市計画基礎調査を踏まえ、開発促進手法等を検討し、市街化区域内残存農地等の開発促進を図る。	・都市計画基礎調査実施に向けた関係機関調整	・計画どおり関係機関調整を行い、平成25年度実施予定となった。	・平成25年度の都市計画基礎調査の実施と調査結果の検証等を行う必要がある。	
		イ 快適な都市環境の形成	・道路網については、都市計画道路の整備率は92.84%(平成23年3月末現在)に達しているが、今後、将来的な道路網の整備が求められている。	・道路網整備のため幹線道路の行き止まりの解消を図る。	・取組路線の検討	・計画どおり平成25年度に取組路線の予備調査実施するため予算化を行った。	・地元関係者等の調整を行い、説明会等を行う。	
		ウ 「鳥栖基山都市計画」の線引き等の見直し	・基山町都市計画マスタープラン(平成18年9月策定)を見直す時期に来ている。	・高齢者や障がい者等の安全性及び利便性に配慮した、道路・公園整備を行う。	・都市計画基礎調査を行い、マスタープランの見直しを行う。	・都市計画基礎調査実施に向けた関係機関調整	・計画どおり平成24年度施設改修計画を策定し、予算化を行った。	・策定した都市公園改修計画に従い、工事の計画的な実施が必要である。
	(2) 住宅化の促進	ア けやき台マンション計画	・けやき台マンション建築予定地については、4棟で270戸の計画だったが、現在2棟にとどまっている。	・今後の長期的なまちづくり方針を策定する。	・市街化調整区域を含めた町全体の土地利用方針を策定する。	・都市計画基礎調査実施に向けた関係機関調整	・計画どおり都市計画基礎調査実施に向けた関係機関調整を行い、調査実施のため予算化を行った。	・平成25年度の都市計画基礎調査の実施と調査結果の検証等を行う必要がある。
				・市街化調整区域を含めた町全体の土地利用方針を策定する。	・市街化区域拡大を含めた調査・研究を行う	・都市計画基礎調査実施に向けた関係機関調整	・計画どおり都市計画基礎調査実施に向けた関係機関調整を行い、調査実施のため予算化を行った。	・平成25年度の都市計画基礎調査の実施と調査結果の検証等を行う必要がある。
	(3) 定住化対策	ア 空き家状況の把握	・町内の空き家について、居住可能建物、居住不可能などの種類別棟数の情報など、十分な把握ができていない。	・マンション建築予定地の宅地計画見直しなどを視野に入れて、住宅化を促進するため、所有者などに継続的な働きかけを行う。	・マンション建築予定地の住宅化促進に向けた働きかけの実施	・マンション建築予定地の住宅化促進に向けた働きかけの実施	・過去1年程度の期間において、家屋の敷地も含めて手入れを行った見込みのない家屋について、各行政区の区長に調査依頼を行った。	・情報収集方法等の検討が必要である。
				・空き家状況調査等を行い、町内の空き家等情報を収集する。	・空き家状況調査等の結果を踏まえて、空き家等への定住促進を図る。	・空き家等への定住促進策を検討	・過去1年程度の期間において、家屋の敷地も含めて手入れを行った見込みのない家屋について、各行政区の区長に調査依頼を行った。	・空き家等の情報収集が必要である。
		イ 定住促進	・20代～30代の転出が多く、高齢化が進んでいる。	・町有財産の活用を図る。	・町有財産の活用方策の検討	・平成25年度中に旧役場跡地の社会福祉協議会を役場別館に移設することを決定した。	・旧役場跡地等の活用について方向性を検討する。	
	(4) 企業誘致の促進	ア 企業誘致の促進	・町が整備した工業団地は完売の状況にあるが、国道3号線沿いに小規模の空地や未開発の地域がある。	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供を行う。	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供の実施	・誘致可能な用地等の情報収集を行うため、企業用地等情報提供制度実施要綱を作成し、制度の周知を行った。	・まだ制度の利用者がいないため、更に制度の周知を図る。	
				・誘致可能な企業用地の確保及び環境整備を行う。	・現状課題の整理 調査研究	・佐賀県企業立地課と工業団地の造成について協議・相談を行った。	・農地法の規制等により、工業団地造成は困難であるが、引き続き佐賀県へ協議・相談を行い、他自治体の取り組みについて情報収集を行うしていく。	
	(5) 子育て支援策の推進	ア 乳幼児期からの一貫した子育て支援	・出生から乳幼児期までの保健指導や育児相談体制等については形成されているものの、入園、入学後の継続した保健指導や育児相談体制は確立していない。	・中学生までの一貫したアドバイスを受けられるような専門の家庭児童支援員の設置を行う。	・他団体、先進地事例の調査研究 現状の検証・評価 現状課題の整理	・保育園・幼稚園児童について、保健師による巡回見守り・指導を行った。	・専門員の配置について検討。	
				・幼稚園、保育所、学校の連携と情報の共有を促進するための各機関による定期的な連携会議を開催する。	・幼・保・小連絡協議会の検証・評価 現状課題の整理 (協議内容、連絡事項等)	・幼・保・小連絡協議会の検証・評価。 (主に入学児童が対象となっており、在園児全体についての検証はされていない。)	・幼稚園・保育園が作成する指導要録を基に連携会議の開催が可能か検討。	
				・子育てを通じて仲間を増やし、子育ての様々な問題や課題も自分たちで解決できる絆づくりを推進するための情報交換等のできる場所を提供する。	・現状の検証・評価 現状課題の整理 ・市町の取組等、事例研究	・現状の検証・評価。 (情報交換や意見交換を通じ、サークルは出来ている。)	・子育て関連情報の集約・充実。	
			・町民協働での子育て支援を目指した子育て支援グループや団体等の育成を行う。	・現状の検証・評価 現状課題の整理 ・市町の取組等、事例研究	・現状の検証・評価。 (自分の子どもに手がかかる間は、他の活動をしようという意識が薄い。)	・子育て支援に関する啓発。 ・子育て支援グループの紹介。		

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成24年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容(計画)	H24年度取組内容(計画)	取組実績	今後の課題及び対応策
1 人口増対策	(5) 子育て支援策の推進	イ 医療費等助成制度の充実	・医療費助成制度については、中学校修了までの入院、通院について助成を拡大した。 ・医療費の補助費増大が見込まれる。	・継続して事業を実施するため、普及・啓発を図ると共に、軽度の病気での変易な受診を防ぐための適正受診についての啓発活動を実施する。	・現状の検証・評価(医療費支出の傾向を分析と現状課題の整理) ・取組実施に向けた検討・協議(啓発方法等の検討)	・現状の検証・評価。(現物給付対象医療費は伸びていないが、小・中学校の医療費が増加している) ・子育て支援ガイドブックで、適正受診についての啓発に努める。	・現物給付の自己負担額の見直しの効果が、適正受診が行われていると思われる。 ・引き続き、子育て支援ガイドブックで啓発に努める。
			・10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われているが、子どもを持ちたいと願うその治療費は、保険適用されていないため、高額な医療費がかかり、不妊に悩む夫婦を経済面でも苦しめている。 ・基山町は全国平均よりも出生率が低い状況。	・子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	・他団体、先進地事例の調査研究 ・現状課題の整理	・県内の状況を調査し、3月議会に上程し、可決実施要綱制定、平成25年4月1日施行。	・鳥栖・三養基医師会及び町内医師との協議を整え、周知活動を実施する。
		イ 医療費等助成制度の充実	・乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。 ・現在、接種費用の全額が保護者負担により実施。	・接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	・他団体、先進地事例の調査研究 ・現状課題の整理 ・医師会との協議	・県内の状況を調査し、3月議会に上程し、可決実施要綱制定、平成25年4月1日施行。	・事業の実施及び周知。
		ウ 保育体制再編整備(ア) 保育所	・乳児からの入所が増えている。 ・保育料金を細分化し、負担の軽減を図った。 ・基山保育園、たんぼほ保育園の園舎が老朽化している。	・乳幼児の保育及び教育について、保育所、幼稚園一体となって検討する審議会の設置を行い、各施設の園児の定員及び園舎等施設整備計画の基礎となる指針を策定する。	・審議会要綱の検討	・保育園・幼稚園はもちろん、無認可保育園や、事業所内託児所を含め子育て関係機関の意見交換の場を持つよう計画した。	・幼保小連絡協議会の充実。多様化する子育て家庭のニーズを把握。
		ウ 保育体制再編整備(イ) 放課後児童クラブ	・平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時) ・長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)	・小学校修了までの利用拡大について、ニーズ調査・検討を行い、運営方針を決定する。	・保護者に対するアンケートを実施、現状の検証・評価と課題を整理 ・取組実施に向けた検討・協議(運営方針の決定、拡大に向けた環境整備)	・平成25年4月より、対象児童を6年生まで拡大した。	・定員を超える場合は、別途教室を確保。
				・長期休業中等の開所時刻を午前8時に変更する。	・保護者に対するアンケートを実施、現状の検証・評価と課題を整理 ・取組実施に向けた検討・協議(運営方針の決定、拡大に向けた環境整備)	・平成25年4月より、長期休業中等の開所時間を8時からとした。	・長期休業期間中の利用申込の増。 ・定員を超える場合は、別途教室を確保。
				・地域(各区)にて放課後見守り事業を行う。	・保護者に対するアンケートを実施、現状の検証・評価と課題を整理 ・地域の現状を調査	・平成25年4月より、対象学年の拡大及び長期休業中等の開所時間を早めた。	・今年度は利用者数も増加しており、今後数年は利用者の動向、ニーズ等を検証する必要あり。
		エ 地域との連携・子どもの居場所づくり	・若基小学校では、余裕教室が増加しており、特別教室や教科準備室等に利用されている。	・学校の余裕教室について、地域の交流の場などの活用を図る。	・現状の把握・検証、現状課題の整理	・余裕教室の現状把握のため、実地検証を行った。	・余裕教室を開放して町民等の活用を図るには、利用目的の把握やセキュリティ等の環境整備が必要である。
			・地域子どもクラブへの加入者が減少し、運営面での保護者等の協力が難しくなっている。	・子どもクラブ参加による地域とのつながりのメリットを再度見直し、楽しんで活動できる地区対抗戦などを実施し、子どもクラブ加入率の向上を目指す。	・町子どもクラブ連絡協議会において、現状を各地区共通の課題として認識する。 ・現在行っている行事についての見直しなどの検討をする。	・子どもクラブ加入者の懸念事項等、各区での問題を提示・検討する場として、定期的に各区の会長会を開催し、相互情報の交換や課題認識の共有を図っている。	・町子どもクラブ連絡協議会では、各区会長で部会(スポーツ部会、自然体験部会)を構成し、当該年度の行事内容について検討し、その年に合った活動を実施している。その中で、子どもがより参加しやすくなるような活動へ改善してきたい。
			・登下校時の見守り等、地域での独自事業が主体的に行われている。	・登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。	・青少年育成町民会議において、現状を確認するなどにより各地区の共通課題として認識する。	・リーダー研修会・指導者研修会を開催し、現状課題の把握に努め、より地域での活動を有効に行えるように講習等を行った。また、地域環境点検活動では子どもにとっての有害物の排除を目指し、パトロールを行った。	・現在実施している研修会等を通して、それぞれの地域に密着した住民参加や防犯活動等を支援できる環境を構築する。
			・小学生を対象に子どもの居場所づくり教室事業(行政主導)に取り組んでいるが、参加者は平均40人程度で固定化しつつある。	・公民館等を開放し、地域や老人クラブなどと協働で遊び事や見守り等、地域の子どもと大人が集う居場所づくり事業を創設する。	・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・現状の検証・評価。 ・子ども教室の認知度は上がっている。 ・教室運営等地域から協力を得ている。 ・現状課題の整理。	・地域における指導者の掘り起こし・育成。 ・地域に分散した場合の規模の縮小。 (子どもの数の地域間格差もあり。)
		オ 子育て支援施策のPR	・ホームページで制度案内をしている。	・他自治体より優れた施策を町外の人が集まる(通る)場所で案内・掲示する。	・現状の検証・評価(子育て支援ガイドブック) ・現状課題の整理 ・取組実施に向けた検討・協議	・現状の検証・評価。 (自治体間のサービスの差は無くなりつつある。)	・サービスの量ではなく質の向上を目指す。 ・子育て支援ガイドブックの更新。 ・ホームページによる情報提供。

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成24年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容(計画)	H24年度取組内容(計画)	取組実績	今後の課題及び対応策
2 持続可能な財政運営の実現	(1) 中長期財政計画の随時見直し	ア 中長期財政計画の更新	・平成22年9月に策定されたが、その後改定がされていない。	・国の地方財政に対する考え方や県の動向等を踏まえ、中長期的な財政計画の更新を行う。	・22年9月策定分の検証を行う。	・次年度当初予算、実施計画との整合性を研究。	・次年度当初予算、実施計画との整合性を研究。
				・計画期間としてはおおむね5年から10年を見込むものとし、持続可能な財政基盤の確立に主眼を置き、更新を行う。	・22年9月策定分の検証を行う。	・次年度当初予算、実施計画との整合性を研究。	・次年度当初予算、実施計画との整合性を研究。
	(2) 実質公債費比率の削減	ア 計画的な起債借入	・公園整備事業や道路改良事業等を中心に、各年度の事業量に応じた起債を行っている。 ・普通交付税の振替え分(一般財源)として臨時財政対策債の発行を行っている。	・臨時財政対策債については、引き続き国が定める発行可能額について起債を行う。 ・その他の起債については、各年度の事業量等を精査し、優先順位を定めることにより、将来の公債費抑制を図る。 ・起債にあたっては、普通交付税の基準財政需要額への交付税措置について考慮し、借入を行う。	・堅実な財政運営を念頭に予算化し、起債を行う。	・起債は、交付税措置のあるものとした。繰上償還を実施し、後年の公債費の抑制に努めた。	・今後も起債は、交付税の措置があるものとする。
				・国及び県の補助事業であっても、本町として取り組むべき事業か否かという視点に立ち再検証する。	・基山町補助金等検討準備委員会の検討・設置を行う。	・補助金見直しの手順、作業の検討。	・補助金見直しの手順に沿って、基山町補助金等検討準備委員会の設置を行う。
	(3) 補助金の検証と評価	ア スクラップアンドビルドの徹底	・時限付きの補助金等のうち、陳情等により継続(復活)するものがある。	・スクラップアンドビルドを徹底する。	・予算計上や査定の際に、再度調整を行う。	・案件毎に、実情を検討し、継続となったものもあった。	・スクラップアンドビルドの視点をもって、査定を行う。
		イ 補助金等の再検証	・平成21年の補助金等審査委員会にて、一定の見直しが行われているが、「補助事業」ということで削減保留となったものも存在する。	・再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金を検証し、継続か否かを判断する。	・基山町補助金等検討準備委員会の検討・設置を行う。	・補助金見直しの手順、作業の検討。	・補助金見直しの手順に沿って、基山町補助金等検討準備委員会の設置を行う。
	(4) 自主財源の確保(公共施設、町有地の有効活用)	ア 広告料収入の確保	・現在広告について、町の要綱で定めているもののうち、庁用自動車についての実績がない。	・庁用自動車への広告掲載のPRを行う。	・継続的なPRを行う。	・事例、情報の収集を実施。	・事例、情報調査検討の実施。
				・新たな広告場所や媒体の研究を行う。	・先進地の事例を研究する。	・事例、情報の収集を実施。	・事例、情報調査検討の実施。
		イ ふるさと応援寄附金の活用及び推進	・本町では、450万円程度の寄附をいただいているが、同じ三養基郡内には、2倍程度、県内には、1億円以上の寄附があった団体もある。 ・制度ができて、数年経つが、活用の実績がない。	・特定の事業への活用を図る。	・適切な事業への活用を実施	・24年度中に検討し、25年度当初予算に計上した。	・寄附をいただいた方や住民の方に広く理解いただける事業の研究。
				・成果を協力者へ報告するとともに、ホームページ等にて公表することで、一層の推進を行う。	・活用して実施した事業について広報等で報告するとともに、寄附依頼の広報もあわせて行う。	・24年度中に検討し、25年度当初予算に計上した。	・25年度については、PRに努めたい。
		ウ 町有地等の活用	・神の浦ため池の埋め立てに伴い、利用方法の検討が必要。 ・旧役場、旧公民館跡地について有効活用が図られていない。	・神の浦ため池跡地の有効利用を図る。	・有効利用の検討	・進行中の事業について、調査検討実施。	・進行中の事業について、調査検討実施。
				・旧役場、旧公民館跡地等については将来的に使用する可能性があるものの、当面、使用する予定がない土地等について有効活用を図る。	・研究、検討を行う。	・進行中の事業について、調査検討実施。	・進行中の事業について、調査検討実施。
エ 町有施設の使用料見直し	・町有施設の使用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。 ・体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	・受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。	・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・H25年度に財政課を窓口として使用料見直し検討委員会を設置し、その見直しについての基本的な考え方を検討する。 ・平成23年度～平成27年度まで指定管理運営・管理費等を考慮し、適正使用料について検討。	・使用料見直し検討委員会による基本方針を受けて、具体的な金額や減免等の見直し検討が必要。		
		・体育施設、町民会館、憩の家の使用料についても見直すことにより委託料の適正化を図る。	・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・H25年度に財政課を窓口として使用料見直し検討委員会を設置し、その見直しについての基本的な考え方を検討する。 ・平成23年度～平成27年度まで指定管理運営・管理費等を考慮し、適正使用料について検討。	・使用料見直し検討委員会による基本方針を受けて、具体的な金額や減免等の見直し検討が必要。		

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成24年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容(計画)	H24年度取組内容(計画)	取組実績	今後の課題及び対応策	
2 持続可能な財政運営の実現	(5) 行政サービスの見直し	ア 町民ニーズの的確な把握及び行政が果たすべき役割の明確化	・各分野ごとの町民ニーズの把握は、アンケート調査等により行ってきたが、本町の行政全般にわたる調査は行っていない。	・町民ニーズを的確に把握するため、本町の行政全般にわたる満足度調査を実施する。また、調査結果の検証を行い、今後の本町行政が果たすべき役割を明確化する。	・現状の把握 ・調査内容及び方法の検討	・調査内容及び方法の検討を行った。	・現状の把握に努めるとともに、継続して調査内容及び方法の検討を行う。	
		イ 業務連携マニュアルの作成	・市内業務は多岐にわたるため、それぞれの部署で対応を行っている。	・共通な課題に対応するための業務連携マニュアルを作成する。	・マニュアル作成が必要な事務事業についての選定を行う。	・連携が必要な各種業務調査準備を行った。	・選定を行った業務について、現状の評価・検証・課題の整理を行う必要がある。	
	(6) 下水道特別会計の複式簿記の導入	ア 企業会計方式の導入	・下水道事業は、「独立採算」を原則とし、特別会計で経理している。 ・企業会計方式では単年度の資金収支は把握できるが、資産や負債等の経営情報が十分に把握できない。 ・経営状況の的確な把握を行い、収支バランスや資産・負債バランスの検証を行う必要がある。 ・流域下水道への多額の財政負担に耐えうる、中長期的な財政計画を策定していく必要がある。	・地方公営企業法の法適用を行う。 ・企業会計方式を導入し、複式簿記による経理を行う。 ①貸借対照表等の財務諸表を分析し、経営状況の適正化を図る。②固定資産台帳・施設台帳等の整備を行う。③他の法適用団体との比較検証を行う。④収益バランスのとれた下水道使用料への適正化を図る。	・実施に向けた検討・協議	・計画どおり目標を達成できた。業務委託を行い、計画的な導入につながった。	・実施に向け、今後も計画的に業務委託に成果を精査し、協議検討を行う。	
	(7) 徴収率の向上	ア 佐賀県滞納整理推進機構との連携	・平成24年度から佐賀県滞納整理推進機構に加入している。	・佐賀県滞納整理推進機構と協力し、徴収率の向上を図る。	・徴収率向上事業の実施	・徴収事務研修会に参加し情報交換等を行った。また、共同催告を行い、一斉給与差押を実施した。	・財産調査等の調査・捜索を適切に行い、法的に可能な差押を実施し、実績として実質的な徴収率向上を図る。	
	(8) その他の取組	ア オープンソースソフトウェア(OSS)の導入	・本町で使用しているパソコンはWindowsを使用しているが、一部の自治体では無償で利用できるオープンソースソフトウェアを活用してコスト削減を行っている。	・パソコン導入時の費用削減と文書の管理効率化を目的として、無償で利用できるオープンソースソフトウェアについて全庁的な導入を図る。	・佐賀県ICT推進機構の分科会の中で、他市町の状況を把握する。	・佐賀県ICT推進機構の分科会で、他市町の状況確認。	・業務で使用しているマイクロソフトとの互換性などを検討する必要がある。	
		イ 町長選・町議選の投票時間の短縮	・当日の投票時間は午前7時から午後8時までとなっている。 ・期日前投票も午前8時30分から午後8時まで行っており、住民の方にも浸透し多数の方が利用している。	・現在実施されている当日投票時間の短縮を図る。	・現状の検証、評価 ・現状課題の整理	・他市町の状況調査。	・時間短縮を実施するにあたり、法的・方法的に実施手法の検討を行う必要がある。	
		ウ 旅費の算定方法の検討	・旅費の宿泊料、自動車賃、食卓料について、職区分で単価が異なる。	・旅費単価について、見直しを行う。	・調査研究を行う。	・近隣の自治体の調査を実施。	・調査結果の検討を実施。	
		エ 循環バスの有料化	・循環バスの料金は無料である。	・基山町循環バス検討委員会報告書(平成23年12月)を踏まえ、有料化と利便性の向上を図る。	・他団体、先進地事例の調査研究 ・現状の検証・評価 ・現状課題の整理 ・地域公共交通会議の設置し循環バスを含めた地域公共交通について検討する。	・計画どおり目標を達成できた。また、実施に向け、必要な計画策定のため予算化を行った。	・計画策定のための地域公共交通会議等を実施し、協議検討を行う。	
	3 行政サービスと透明性の向上	(1) 行政評価の確立	ア 行政評価システムの構築	・基山町まちづくり基本条例第26条(行政評価)により事務事業の評価を行うため職員研修を行った。	・新規事業を決定する際に、新規事業評価表を作成し、必要性・緊急性などを精査し、決定の過程を公表する。 ・職員が事業シートを記入することで、事業の目的を再確認する。 ・計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施する。このPDCAサイクルを繰り返すことにより、継続的な業務改善を行う。 ・評価結果の公表を行う。	・行政評価の取り組み実施	・事務事業数は全731事業のうち、平成24年度は45事業について評価を行った。全体の67%の事業が【維持】という結果となった。	・平成24年度は係から2事業を選択して評価を行った。今後、全事務事業の評価が行えるよう進行管理を行っていく。
			イ 外部評価の実施	・町民参加の方法として、基山町まちづくり基本条例第24条のパブリックコメントを実施している。	・内部評価が定着した後に外部評価を導入する。	・外部評価に向けた検討・協議 ・現状の課題整理	・事務事業評価を実施し、結果についてパブリックコメントを実施した。	・外部評価については、全ての事業についての実施は困難であるため、実施事業について検討を行う。

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成24年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容(計画)	H24年度取組内容(計画)	取組実績	今後の課題及び対応策
3 行政サービスと透明性の向上	(2) 申請等の利便性の向上	ア ホームページの活用	・各種申請書のダウンロードが可能であるが、各課のページまで進まなければ、申請書様式の取得ができない。	・申請書の様式については、トップページに分かりやすい一覧表を掲載し、五十音、用語検索等ができるようにする。 ・条例等にある申請書様式については掲載を拡充する。 ・各種申請書の書き方を分かりやすくするための記載例を掲載する。 ・申請者が直接入力できる様式フォーマットを導入する。	・保守業者と検討・協議	・ホームページ保守業者と協議中。	・システム改修の費用が発生しないように検討。
		イ 各種窓口サービスの向上	・特定の証明書については、午後8時まで時間外交付を行っている。	・時間外交付の時間帯の延長及び証明書の種類を拡大する。	・近隣市町の時間外交付等の調査 ・現状の検証と評価 ・事業の問題点や課題の整理	・近隣市町での時間外交付等の内容や、利用状況について調査を行った。	・時間外交付の内容を知っていただくため、広報誌やHPに掲載する。
	(3) 行政情報提供の推進	ア 行政情報の公開	・情報公開コーナー、図書館においてペーパーで公表している。 ・広報、ホームページにより公表している。	・町費を支出している一部事務組合等の情報を広報、ホームページにて公開を行う。	・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・取組実施に向けた検討。	・取組実施に向け、他団体との検討・調整を行う必要がある。
		イ 情報提供の充実	・情報公開については、「基山町情報公開条例」を制定し、実施している。 ・広報、ホームページ、出前講座により情報提供を行っている。 ・予算書のダイジェスト版を平成18年度から発行している。	・Twitter、フェイスブック等に代表される新たな情報コミュニケーションツールを導入する。	・ホームページ保守業者と検討・協議 ・基山町観光協会のホームページとの連携	・ホームページ保守業者と協議中。	・システム改修の費用が発生しないように検討。
			・ホームページに「分かりやすい・分かりにくい、役に立った・役に立たなかった」などのアンケート項目を作成する。	・取組実施に向けた検討・協議	・取組実施に向け検討中。	・システム改修の費用が発生しないように検討。	
	(4) 指定管理者等委託事業の運営状況等の情報公開	ア 指定管理事業の運営状況の情報公開	・体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。	・運営状況等、町民サービスの向上及びコスト削減等の検証を行い、その結果を公表する。	・他団体の調査研究 ・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・取組実施に向け検討中。	・運営状況検証方法、公表方法について検討を行う必要がある。
	4 町民が主体のまちづくり	(1) まちづくり基本条例による提案制度、町民意見等の反映促進	ア 町民提案制度による町民意見等の反映促進	・提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。	・町民の主体的な活動を盛り込んだ提案書の作成を促進する。	・取組実施に向けた検討・協議	・各区にまちづくり計画書の作成をお願いしている。 ・「協働のまちづくりのすすめ」のパンフレットの作成。
・提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。 ・ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。				・広報、ホームページ、出前講座を活用した制度の周知を行う。	・取組実施に向けた検討・協議	・広報、ホームページ、出前講座を活用した制度の周知を行っている。	・引き続き、広報やホームページにより制度の周知を行う。
・地域担当職員による支援を行う。				・取組事業の実施	・平成24年6月に地域担当職員制度の実施。	・各区長と連携を取り、制度の充実を図る。	
・協働推進に係るパンフレットを作成する。				・取組事業の実施	・「協働のまちづくりのすすめ」のパンフレットの作成。	・作成した、「協働のまちづくりのすすめ」のパンフレットについて再度検討。	

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成24年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容(計画)	H24年度取組内容(計画)	取組実績	今後の課題及び対応策
4 町民が主体のまちづくり	(2) 女性の審議会等への登用	ア 男女共同参画の啓発	・男女共同参画の内容についての理解が深まっていない。	・男女共同参画がどのようなものか、住民の方にも知らうために、広報やホームページにおいて定期的に周知を行う。	・他団体の調査研究 ・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・基山町ホームページにて定期的に男女共同参画についての周知を行った。	・さらに周知を徹底するために、周知手段の検討を行う必要がある。
		イ 各審議会等での数値目標の達成	・各審議会等での女性の登用は少ない。 ・「基山町男女共同参画推進プラン」により審議会等委員女性参画率を定めている。	・「基山町男女共同参画推進プラン」により定めている審議会等委員女性参画率の達成を目指す。	・他団体の調査研究 ・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・基山町男女共同参画推進委員会議にて積極的な審議会等への女性登用の呼びかけを行った。	・呼びかけのみではなく、環境的にも女性が審議会等に参加しやすいような環境整備を行う必要がある。
		ウ 女性が参加しやすい環境整備	・審議会等の多くは平日の日中に行われている。	・各審議会等に参加しやすいような日時、会場等を設定する。	・他団体の調査研究 ・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・現状課題の整理。	・各審議会ごとに取組事業の実施にむけた検討・調整を行う必要がある。
		エ 登録制の導入	・審議会等への参加をお願いしても希望がなく、依頼しても固辞される場合が多い。 ・町から特定の個人に対し参加依頼をしている状況である。	・登録制とし、必要な場合に参加依頼をする。 ・事前に本人の希望や得意分野、そして参加可能な時間帯等を登録しておく。	・他団体の調査研究 ・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・現状課題の整理。	・取組事業の実施にむけた情報収集・検討を行う必要がある。
5 効率的・効果的行政組織の確立	(1) 広域行政推進のための共同事業化等の検討	ア 観光事業の他市町との連携	・本町には基肆城跡や大興善寺など観光資源があるが、町内だけの観光資源では十分なパッケージを提供できていない。	・鳥栖プレミアムアウトレット、九州新幹線、サガン鳥栖など近隣市の観光資源と結びつけることで、観光客に魅力的なパッケージにする。	・観光事業の他市町村との連携を推進	・新鳥栖駅開業イベント、博多駅百貨店イベント、ハウステンボスイベントなどに参加。	・観光協会の事務局が移管したため、観光事業への体制づくりを早急に行う必要がある。
		イ 葬祭公園の他市との共同化	・町単独で管理しているが、今後、高齢化に伴う利用頻度の増加が予想され、炉数、老朽化、立地等の問題もあり現状の施設では対応が困難になる可能性がある。	・単独運営や近隣市と連携した共同運営も視野に入れた計画を策定する。	・現状の検証及び単独運営の検証 ・近隣市町村の現状調査	・小郡市の河北苑は、小郡市が大刀洗町から業務委託を受け1市1町で運営されており大刀洗町へ現在の状況調査を実施した。 ・本町人口規模での新規建設費概算額の試算を行った。(建設費のみ)	・小郡市又は鳥栖市との協議となる。協議内容は事務量も相当なものと考えられ、一定の方向性を決定してからの協議が必要と考える。 ・単独運営の積算は、建設費のみであり、維持管理費、周辺整備等の積算が必要である。
	(2) 組織機構の適正化	ア 組織の再編	・平成24年度から副町長を再配置した。 ・地方分権一括法の制定により、地方への業務量増が考えられる。 ・平成20年4月に課及び係の統廃合を行い、15課30係から10課23係に削減を行った。平成21年度に見直しを行い、11課24係の組織構成となっている。	・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課係の業務量等の標準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々業務量に合わせた課係の再編を行う。	・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・平成24年度に基山町職員定員管理計画の見直しを行った。	・事務量調査を実施し、弾力的かつ効果的な人員配置を行う必要がある。
		(3) 定数管理の適正化	ア 定員管理計画の見直し	・「基山町職員定員管理計画」に基づき人員を配置している。	・必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	・「基山町職員定員管理計画」見直しの実施	・平成24年度に基山町職員定員管理計画の見直しを行った。
	イ 職員年齢構成の適正化		・現在は30歳まで採用可能となっていることもあり、20歳代前半の新規採用者が少ない。	・将来、年齢バランスのとれた職員構成になるよう採用試験制度を含めた研究を行う。	・他団体の調査研究 ・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・平成24年度に基山町職員定員管理計画の見直しを行った。	・定員管理計画を含め、年齢層の偏在について検討を行う必要がある。
	(4) 人材育成強化	ア 民間会社等での研修	・現在は、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)等の機会を活用し、日々の業務に直結する研修により人材育成を図っている。	・今後の行政運営を考える時に、民間のノウハウや感覚を取り入れることも重要となってくる。受け入れ可能な民間会社等があれば職員を派遣する。	・他団体の調査研究 ・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・取組事業実施への検討を行った。	・課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。
		イ 職員研修目的での派遣	・現在は、県、鳥栖市、小郡市との人事交流を行っている。	・基山町の将来を見据え、積極的な派遣も必要である。 ・国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	・取組事業の実施	・取組事業実施への検討を行った。	・課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。

○ 第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成24年度)

行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現 状	取組内容(計画)	H24年度取組内容(計画)	取組実績	今後の課題及び対応策
6 民間機能の活用	(1) 地域組織や企業、NPO等による協働活動の促進	ア 地域組織等の支援	・民間ボランティアの活動により、防犯パトロールを行っている。 ・立ち番による、登下校の見守りを行っている。 ・社会福祉協議会でボランティアセンター事業の支援を行っている。	・CSO(NPO、PTAなど)組織について、活動の支援と育成を行う。 ・社会福祉協議会と協力し、ボランティア団体との連携を図る。	・社会福祉協議会と検討・協議	・高齢者の買物弱者対策について、ボランティア団体及び社会福祉協議会と協議した。	・CSO(NPO、PTAなど)組織、社会福祉協議会及びボランティア団体との連携、協力が必要である。
		イ 地域組織等の知識活用	・町民提案制度により、地域組織等を含む町民から、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案を受け付けている。 ・ボランティアにより「広報きやま」の朗読や点字変換等を行っている。	・ボランティア団体等の提案の促進を図る。 ・行政にない知識や技術を有するボランティア団体等と連携を図り、積極的に協働事業を進める。	・ボランティア団体の育成・啓発	・基山町協働化事業一覧により、事業内容を公表し、協働事業を呼びかけている。	・協働化できる事業の選定を行う事が必要。
		ウ まちづくり基金の活用	・補助事業者に対して、年度あたり20万円を限度とし補助金を交付している。 ・同一の事業に対する補助期間は3年間を限度としている。(平成24年度 8団体 1,501千円)	・まちづくり基金の活用を推進するため、まちづくり基金を活用した事業結果の発表会を開催する。 ・まちづくり基金を活用した事業を広報やホームページに掲載する。	・取組実施に向けた検討・協議	・事業内容について、広報やホームページに掲載している。	・事業結果の発表会について、事業者との協議、日時・会場確保の検討が必要。
	(2) 指定管理者制度等の有効活用	ア 公共施設における指定管理	・体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。	・指定管理者制度等を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	・他団体の調査研究 ・現状の検証・評価 ・現状課題の整理	・取組実施に向け検討中。	・指定管理者制度についての検証・指定管理者制度導入可能な施設についての検討を行う必要がある。
	(3) 民間委託化の検討	ア アウトソーシングの推進	・町有地等の一部は、維持管理(草刈等)を地域の団体に委託している。 ・電算システム開発・管理などは、民間の能力を活用し、効率的な業務を行っている。 ・庁舎等の維持管理については、委託によって効率的な運営を行っている。	・町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	・現状把握の確認 ・他団体や先進地の調査・研究	・基山町協働化事業一覧により、事業内容を公表し、協働事業を呼びかけている。	・協働化できる事業の選定を行う事が必要。